

キャリア シフト コンサルティング 返金制度

返金制度
採用された人材が、本人の責任により、雇用契約等を開始した日から 1 カ月（入社日から退職日まで）以内 に退職した場合、支払われた手数料の 50%、3 か月以内の場合は30%を返金するものとする。 ただし、人材の退職日 又は契約終了日より 30 日以内に甲に書面（電子メールを含む）にてこれを通知することを条件とする。 人材の退職 後、返金に関する請求書及び退職を証する書面を甲に送付し、請求書受領日から2週間 以内に返金を行うものとする。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	13-ユ-310135
事業所の名称及び所在地	キャリア シフト コンサルティング 東京都江東区豊洲3-6-5 708